

第3次金沢市建築物耐震改修促進計画骨子案

第1章 はじめに

1 計画の概要

(1) 計画改定の背景

現行の計画は、「安全・安心なまちづくり」の一環として、特に地震被害が大きいとされる、昭和56年5月31日以前の基準により建築された建築物（以下、「旧耐震建築物」といいます。）の耐震化を重点的に促進するため、平成20年6月に「金沢市建築物耐震改修促進計画」を策定し、平成28年3月に第2次計画として改定を行ったものです。

国は、頻発する地震災害を受け、平成30年に「耐震改修促進法」及び「基本的な方針」を改正し、組積造の壇の安全性に関する事項を加える等、あらゆる対策を講じて、地震に対する安全性の向上を一層促進することとしました。

一方、社会は少子高齢・人口減少の加速、景気の鈍化等により、短期的な将来の予測すら困難な状況にあります。こうした社会情勢の変化、国の法律・方針の改正及び石川県の計画を踏まえ、令和2年度で満期を迎える本計画の改定を行います。

(2) 計画の目的・位置付け

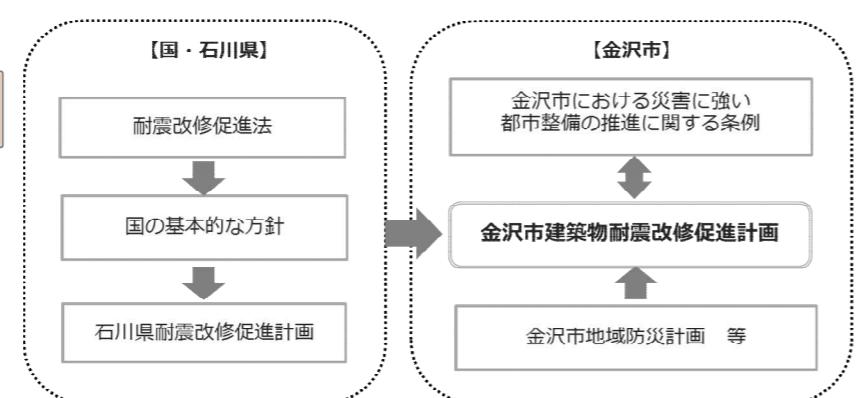
想定される大規模地震に対し、既存建築物の耐震化及び減災化の総合的な取り組みによる被害の低減を目的としています。

なお、本計画は耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき策定するとともに、国の基本的な方針や石川県耐震改修促進計画を踏まえ、金沢市地域防災計画等の関連計画との整合を図ります。

(3) 計画の期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

国的基本的な方針や石川県耐震改修促進計画の期間に合わせるとともに、社会情勢の変化や計画の実施状況に応じて、適宜見直しを行います。



2 耐震化の現状

2つの老い

- ◇旧耐震建築物は築40年以上経過 [老朽化]
 - ◇旧耐震住宅所有者の2／3以上が高齢者 [高齢化]
- ⇒ 将来への不安等による耐震化の停滞

所有者の意識

- ◇地震や耐震化への関心が未だ低い
 - ◇費用負担への抵抗や手軽な地震対策に関心がある
- ⇒ 減災化の選択

まちの特性

- ◇まちなか区域には木造密集地が多く、地域として耐震化が進んでいない
- ◇歴史的街並み（金澤町家等）が保全されている

現計画による耐震化の状況

- ◇緊急輸送道路沿道建築物は耐震化への動きが鈍く、その多くがまちなか区域に建ち並んでいる
- ◇建築物の用途等によって耐震化の進捗に差がある

3 想定される地震と被害の予測

森本・富樫断層帯（冬の午前5時発生想定）			
地震の規模	マグニチュード：7.2	人的被害	死者：約2,600人 負傷者：約11,500人
想定震度	震度6弱～7	建築物被害	大破：約18,000棟 中破：約13,600棟
発生確率	30年以内に2～8%	避難者数	短期：約186,000人 長期：約65,000人

出展：金沢市地域防災計画、政府地震調査研究推進本部

第2章 計画の方針

1 基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

「耐震化」と「減災化」に取り組み、総合的な震災対策により人命を守る

旧耐震建築物の耐震診断の実施

耐震性なし

耐震化（従来ルート）

耐震改修
解体・建替

減災化（新たなルート）

手軽な地震対策

(2) 対象建築物

市内全ての建築物とし、特に旧耐震基準で建築された下記建築物の耐震化・減災化を促進します。

■住宅

戸建て住宅、共同住宅、長屋等

■多数の者が利用する建築物

促進法第14条第1号に定める一定規模以上の建築物

■緊急輸送道路沿道建築物

促進法第14条第3号に定める一定高さ以上の建築物

■耐震診断義務付け建築物

促進法附則第3条に定める一定規模以上の建築物

耐震性のある建築物
(新耐震建築物を含む)

人命を守る性能・設備
を有する建築物

2 計画の目標

(1) 住宅、多数の者が利用する建築物

	現計画の目標	現況		改定計画の目標
◆耐震化率 (住宅)	90%	令和3年3月 (推計)	88.9%	95%
◆耐震化率 (多数の者が利用)	95%	平成31年1月	92.3%	95%

○住宅の耐震化率については、在来軸組工法等を対象に目標を設定します。（現況耐震化率：91%）

○伝統構法による金澤町家については、「金沢市伝統構法木造建築物耐震性向上マニュアル」により、耐震化を促進します。

(2) 緊急輸送道路沿道建築物

	現計画の目標	現況		改定計画の目標
◆耐震診断実施率	—	令和2年9月	9.8%	30%

○一定高さ・規模の建築物であるため、高額な工事費が懸念されることから、耐震診断の実施を先行します。

○「まちなか区域内の緊急輸送道路第1次路線」を対象に目標を設定し、優先的に取り組みます。（204棟）

(3) 耐震診断義務付け建築物

	現計画の目標	現況		改定計画の目標
◆活用方針の決定	—	令和2年9月	27/34施設	全施設

○全34施設のうち、耐震改修や建替等の活用方針が未定（＝未耐震化）である7施設を対象とします。

3 重点的に取り組む区域・路線

区域・路線	特 性
■木造密集地を含むまちなか区域	特別消防対策区域といった狭い道路に面する木造密集地が多く、消防活動が困難な区域も存在するため、地震時のリスクが高い区域
■まちなか区域内の緊急輸送道路第1次路線	緊急輸送道路沿道建築物の約4割が建ち並ぶ一方、災害時に救命活動の生命線として優先的にその機能を確保すべき路線

第3章 耐震化及び減災化の施策

1 建築物等の耐震化及び減災化の施策

(1) 住宅

①耐震化の施策

- 重点的に取り組む区域における耐震診断の推進
- 簡易で安価な工法による設計・施工の推進
- 定住促進支援施策等と連携した解体・建替の誘導

②減災化の施策

- 費用や工事による負担を軽減する、段階的な耐震補強の推進
- 家具類の転倒防止や手軽な地震対策に対する支援の推進
- 内外装等の落下防止対策の推進

(2) 多数の者が利用する建築物

①耐震化の施策

- 専門家派遣体制の拡充による、耐震化に向けた誘導
- 対象建築物に関する基礎データの充実

②減災化の施策

- 定期報告制度を活用した内外装等の落下防止対策の推進
- エレベーター等の安全対策の推進

(3) 緊急輸送道路沿道建築物

- 重点的に取り組む路線に面する、建築物の耐震診断の推進

(4) 耐震診断義務付け建築物

- 関係部局との連携・情報共有による、活用方針の決定に向けた誘導

(5) コンクリートブロック塀

- 危険ブロック塀等除却補助制度の活用による避難路及び通学路等の安全確保

2 支援及び環境整備

■幅広い地震対策への支援や利用しやすい制度の運用

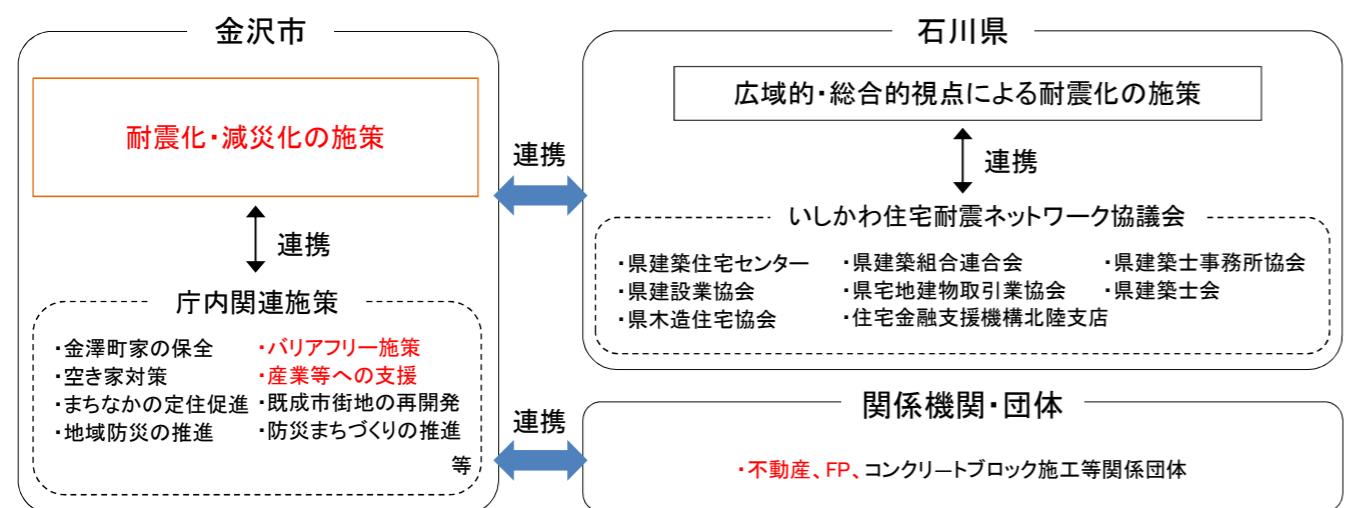
■庁内の窓口や出前相談会による相談体制の整備

■専門家による耐震化や住宅に関する相談体制の充実（耐震アドバイザー、その他関係団体）

3 関係機関・団体等との連携

■県やいしかわ住宅耐震ネットワーク協議会、関係団体と連携した、情報共有や協力・支援体制の構築

■関連施策との連携・情報共有による、耐震化・減災化の総合的推進



第4章 啓発及び知識の普及

1 所有者に対する取り組み

(1) 全ての建築物

■耐震化の必要性・有効性の啓発

- ・被災時の在宅避難や事業継続を目的とした耐震化の推奨
- ・耐震性能と地震による被害の度合いに応じた耐震改修の提案
- ・子どもたちへの防災教育の推進

■効率的・経済的な耐震改修工事の推進

- ・リフォームの機会に合わせた耐震改修の推奨
- ・関連補助制度、税制優遇制度の紹介

■耐震基準を満たす建物への認定表示制度の活用

(2) 住宅

■「金沢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」による耐震化促進

- ・戸別訪問等による住宅所有者に対する直接的な啓発活動
- ・耐震セミナー、相談会の開催
- ・町会の班回覧を利用したパンフレット等の全戸配布

■区分所有建築物（マンション等）の耐震化に向けた国も含めた各種制度の活用

(3) 緊急輸送道路沿道建築物・耐震診断義務付け建築物

■すべての所有者に対する補助制度等の個別周知

2 地域に対する取り組み

■木造密集地など大きな被害が想定される地域に対する、防災関連部局と協同した啓発活動

■地域住民の防災意識共有による地震対策への機運醸成（モデル地区の設定・産学官連携）

産 専門家による耐震化・減災化に向けた提案・実行（地域のパートナー）

学 調査・研究を通じた地震リスクの分析（耐震性見える化ツールの活用等）

官 ワークショップの開催等のまとめ役、施策の効果の検証

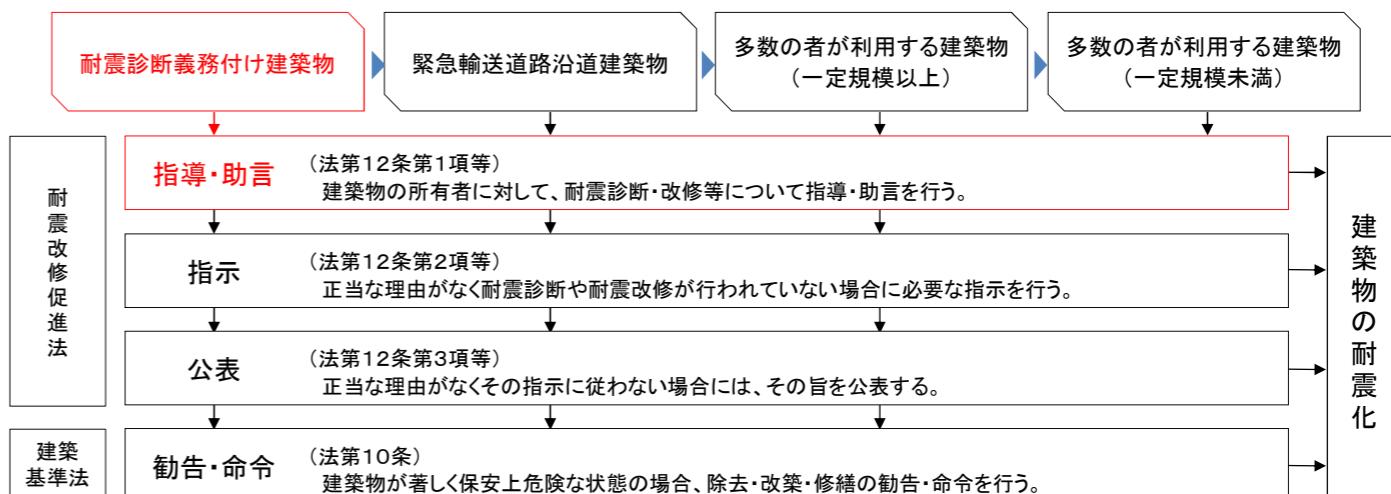
＜自助＞自宅や塀等の耐震化・減災化等

＜公助＞高齢者へのサポート等

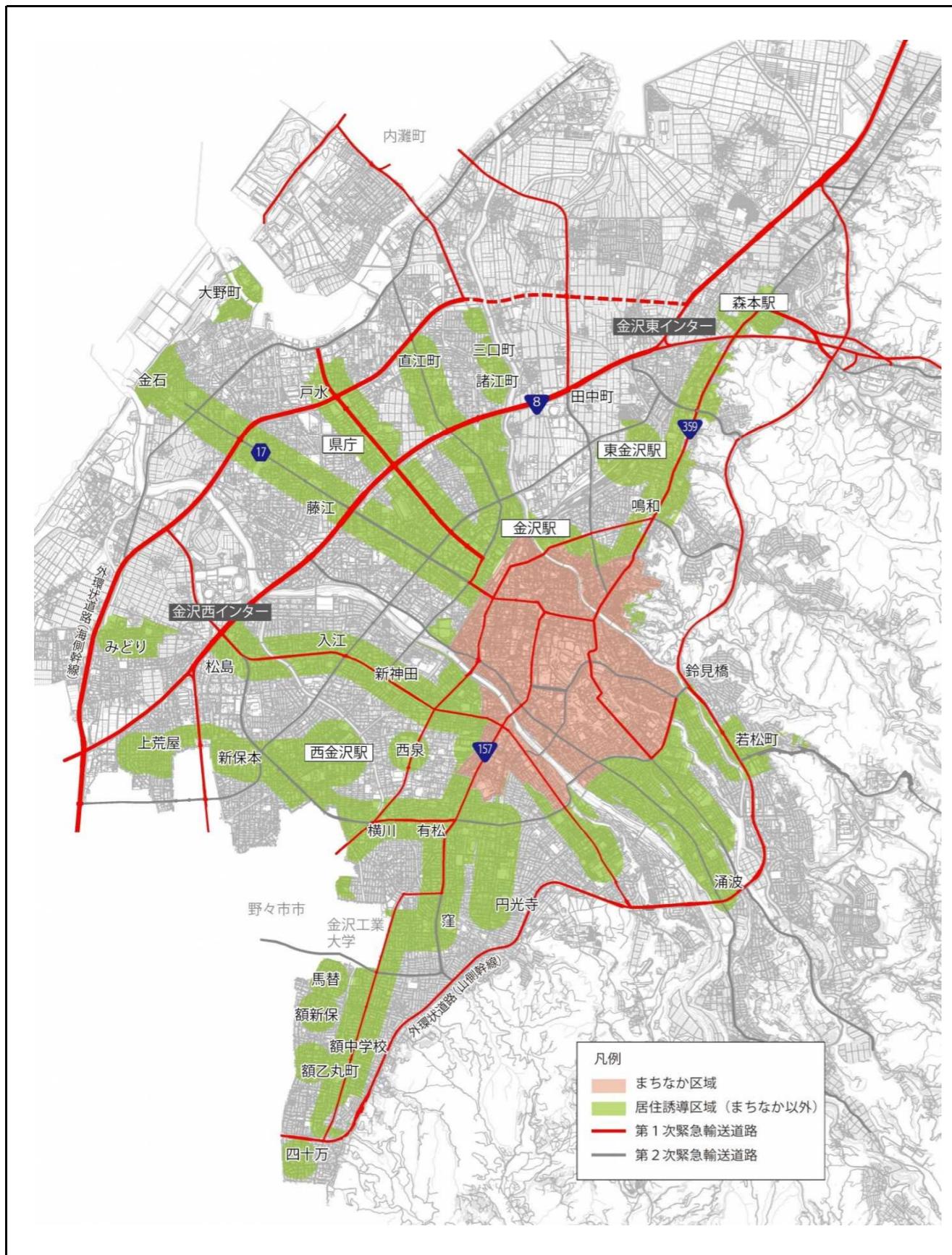
＜公助＞補助制度による支援等

第5章 指導・命令等

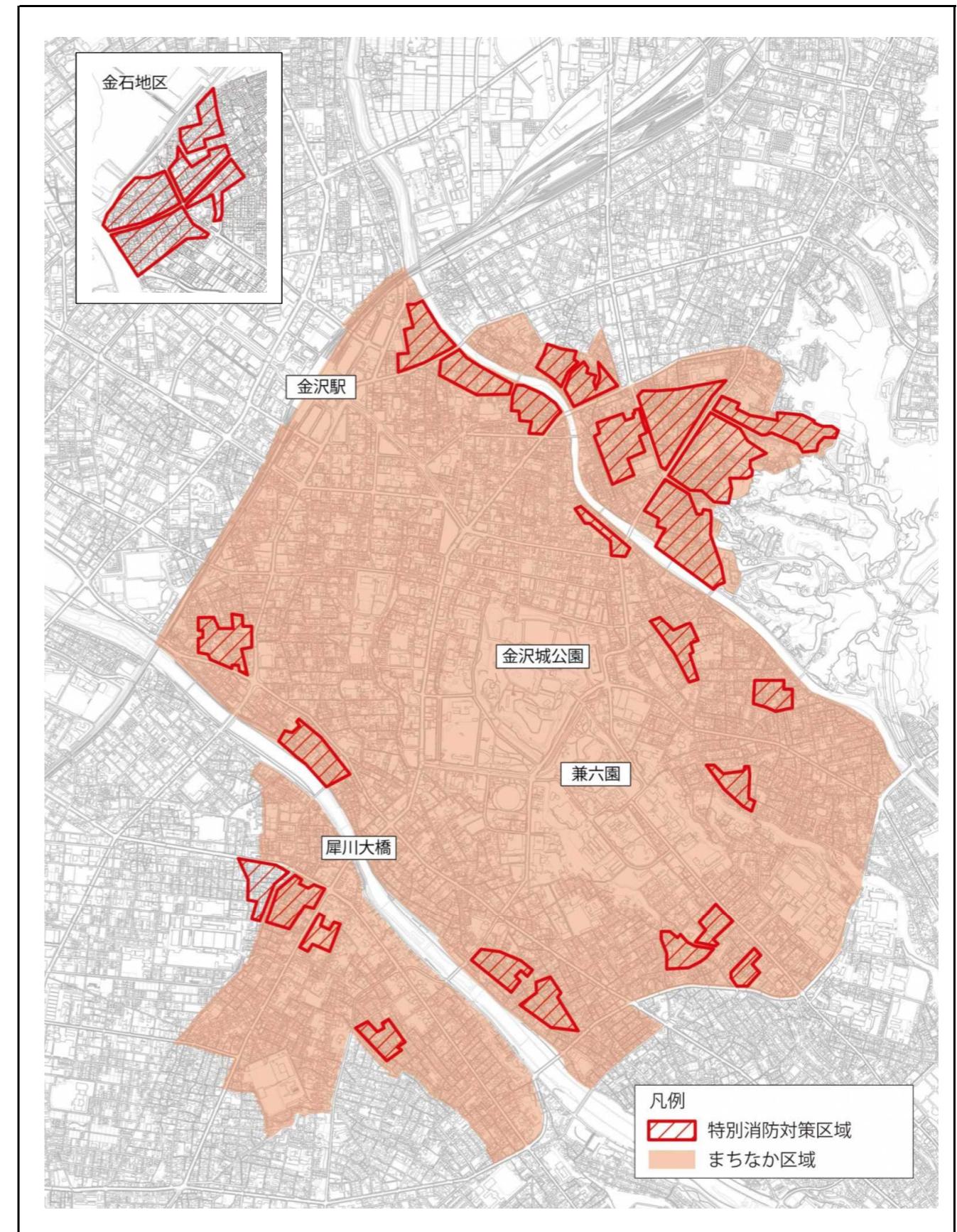
■耐震化の必要性が高い「耐震診断義務付け建築物」をはじめとした、指導・助言の検討



(参考資料)緊急輸送道路図・まちなか区域及び特別消防対策区域図



緊急輸送道路図



まちなか区域及び特別消防対策区域図